自治会のための

防犯灯マニュアル

立川市市民生活部市民協働課

住 所　　立川市泉町１１５６－９
電 話　　０４２－５２８－４３１５（直通）
FAX　　０４２－５２７－８０７４

目次

1. 防犯灯とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ページ

2. 市内の様々な照明灯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ページ

3. 防犯灯を点検しましょう・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ページ

4. 防犯灯の管理に係る補助金について・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ページ

5. 防犯灯設置補助金について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ページ

6. よくある質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ページ

7. 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10ページ

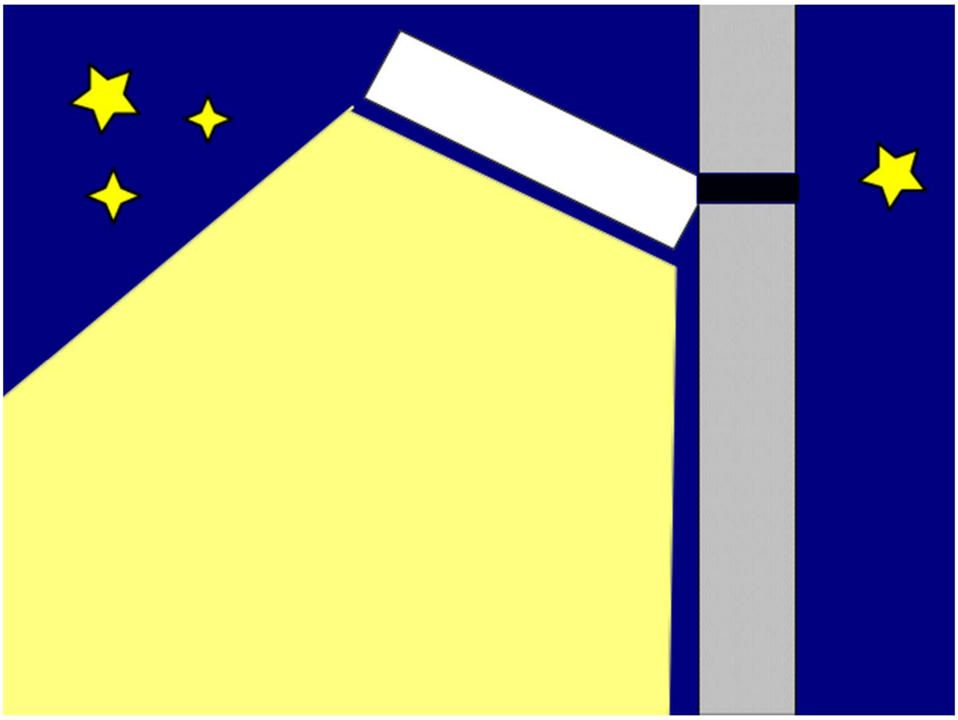

1．防犯灯とは

防犯灯とは、自治会等が、その地域の公共の安全及び犯罪の予防を図るために設置する夜間照明並びにこれと同等の効果を有する夜間照明灯をいいます。設置場所によって、電柱にバンドで取り付けしたもの（共架柱の防犯灯）や、専用の柱を立て取り付けをしたもの（独立柱の防犯灯）があります。市内には多数の防犯灯が設置され、自治会等により維持管理されています。

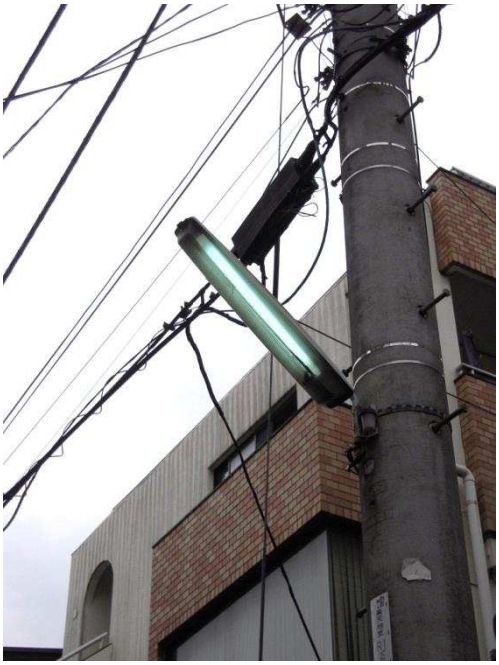

電柱に設置してある防犯灯
（共架柱の防犯灯）

専用柱に設置してある防犯灯
（独立柱の防犯灯）

2. 市内の様々な照明灯

市内には様々な照明灯があり、それぞれ管理者が異なります。ここでは、防犯灯以外の代表的な照明灯とその管理者を紹介いたします。もし、球切れなどお気づきになられた時には、それぞれの施設管理者までお知らせください。

①立川市が管理している街路灯（道路照明）

夜間において道路状況、交通状況を把握するための視覚環境を確保し、道路交通の安全、円滑を図る目的で道路管理者が設置しています。

道路課施設係　042-523-2111(内線 2396)

②東京都が管理している街路灯（道路照明）

東京都北多摩北部建設事務所補修課工事担当　042-540-9528

③園内灯

公園内の照明を目的に設置された照明灯です。公園の管理者が維持管理を行っています。

立川市で管理している園内灯

公園緑地課公園係 042-523-2111(内線 2268)

④商店街の装飾灯

商店街の振興や地域の活性化を目的に商店街が設置する照明灯です。設置された地域の商店街が維持管理を行っており、照明灯に商店街名が書かれています。

⑤集合住宅の照明灯

団地やマンションなどが、施設内などの照明を目的に設置している照明灯です。管理組合等が管理を行っています。

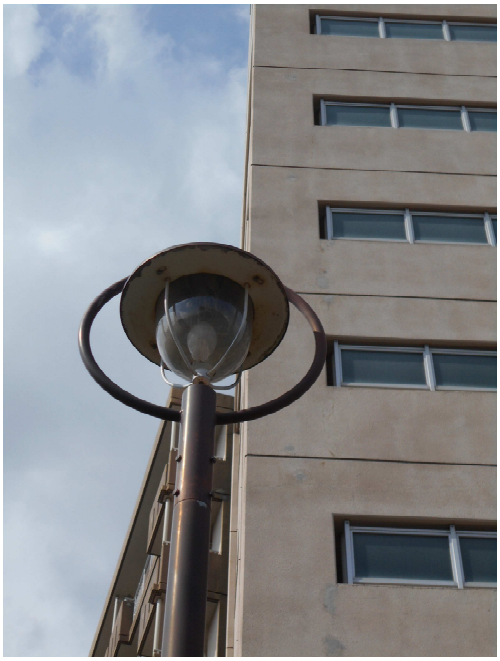

3. 防犯灯を点検しましょう

□壊れたままで、何年も放置されているような防犯灯はありませんか？

→電気工事店に依頼し、ほかの必要な場所へ移設するか、撤去を検討してください。

□明るい照明灯のすぐ近くに設置されていて、意味をなさない防犯灯がありませんか？

→電気工事店に依頼し、ほかの必要な場所へ移設するか、撤去を検討してください。

□根元が腐りかけて倒れそうな専用柱はありませんか？

→電気工事店に依頼して、ポールを交換しましょう。

□枝葉に隠れて、用をなしていない防犯灯はありませんか？

→土地の所有者に刈り込んでくれるよう依頼して下さい。

□昼間も点きっぱなしの防犯灯がありませんか？

→自動点滅器が壊れています。電気工事店に依頼して補修して下さい。

□管理している防犯灯の中に市が管理している街路灯は含まれていませんか。

→電柱または支柱に立川市の管理番号が振られている場合は市が管理している街路灯です。修理などを行う前に確認をお願いします。また、持ち主が不明の場合は照明が設置してある柱の管理者にご確認ください。**(9 ページ　Q6 を参照してください)**

4. 防犯灯の管理に係る補助金について

自治会補助金の防犯灯補助

- 市では防犯灯を管理している自治会に対し、住民自治団体活動補助金交付規則に基づいて、防犯灯１灯につき年額２，０００円の補助を行っております。毎年６月頃に自治会長あてに送付する自治会補助金交付申請書の中に防犯灯補助の項目が含まれています。
- 点灯していない防犯灯が無いことや、自治会の所有であることなどを点検していただき、防犯灯の位置図を作成のうえ、申請してください。

5. 防犯灯設置補助金について

①補助対象となる工事は次のとおりです。

＜新設及び修繕共通事項＞

- 自治会等がその地域の公共の安全及び犯罪の予防を図るため、新設または修繕するものであること
- 補助金を申請した年の年度末までに工事が完了すること
- 自治会加入者の同意があること
- 原則として１年度につき１自治会あたり4灯を限度とする

＜新設＞

- 原則として隣接する防犯灯、街路灯等との間隔がおおむね２５メートル以上であること。ただし、道路が屈曲または湾曲している場合は除く
- 設置場所が一般の交通の用に供する通路を照明する場所であること
- 原則として東京電力株式会社または、日本電信電話株式会社の管理している電柱への併設（共架設置）とすること。
- やむを得ず独立柱の防犯灯を設置する場合は土地の所有者の同意を得ること

＜修繕＞

- 既設の防犯灯が老朽化、災害、事故等により破損または故障したものであること。ただし、電球その他消耗品類の交換等にかかる経費は、補助対象外とする

②補助金額

- 補助金の額は、１灯につき１５，０００円を限度とし、経費の１００分の８０に相当する額とします。
- 補助率、限度額はすべて市の予算の範囲内となります。

③補助金交付までの手続きの流れ

＜工事実施前年度＞

⑴ 調査

8 月頃に自治会長あてに翌年度の防犯灯の新設及び修繕に関する調査票を郵送しますので、ご回答をお願いします。翌年度の予算案を作成する際の資料とするため、概算の見積書と当該場所の案内図をご提出ください。

⑵ 現場確認

⑴の調査で「新設及び修繕の予定あり」と回答した自治会には市民協働課職員が現地にて調査します。

⑶ 連絡

4 月になりましたら、申請の手続きについて、ご連絡いたします。

＜工事実施年度＞

⑷ 申請

申請書類を提出していただきます。提出書類は、防犯灯設置補助金交付申請書、見積書（1 社以上）、カタログ等の写し、当該場所の案内図です。

⑸ 交付決定通知

補助金の交付が決定いたしましたら、交付決定通知をお送りします。

⑹ 工事着手

交付決定通知書が届きましたら、工事を進めてください。

⑺ 工事完了

工事完了後に現場確認をしますので、市民協働課へご連絡ください。

⑻ 完了の現場確認

市民協働課職員が現地にて完了の現場確認をします。

⑼ 事業者への支払い

支払いの際には必ず請求書と領収書を受け取ってください。

⑽ 報告

報告書類を提出していただきます。（事業報告書、交付請求書、請求書の写し、領収書の写し）

⑾ 補助金交付

注意事項

⑴ この補助金は、翌年度一般会計予算が議会の審議を経て成立することを前提としています。予算が成立しなかった場合は補助金の交付は行いません。

⑵ 次のいずれかに該当する場合は補助金の取消又は返還となります。

① 虚偽の方法により補助金交付の決定又は補助金を受けたとき

② 補助金交付の条件その他立川市防犯灯設置補助金交付規則の規定に違反したとき

防犯灯の新設及び修繕等の流れ

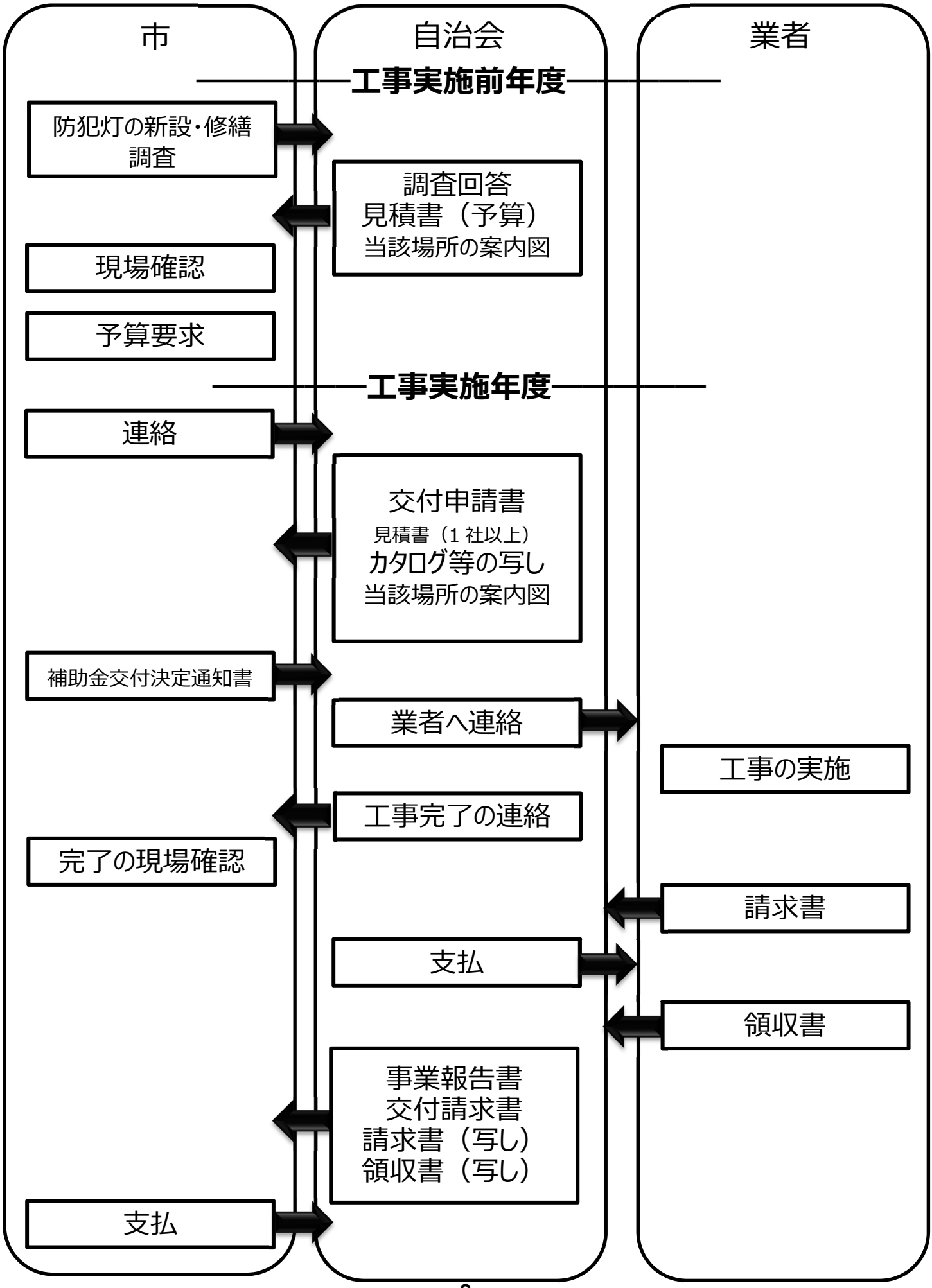

6. よくある質問

Q1. 防犯灯を市に移管できますか。
A1. 原則としてできませんが、道路照明として必要と認められる等、市の要件を満たす場合は市に移管できることがあります。

Q2. 施工業者を紹介してもらえませんか。
A2. 市では公平性の観点から特定の業者を紹介することはいたしません。

Q3. 倒壊しそうな防犯灯があり、急いで直したいが補助金の申請ができますか。
A3. 毎年 8 月に行う、新築及び修繕等に関する調査時に翌年度の修繕予定を提出していただいた自治会を優先して申請を受け付けています。緊急の場合は市民協働課までご相談ください。

Q4. 防犯灯を移設したいが、補助の対象になりますか。
A4. 防犯灯設置補助金は新設または修繕を対象としています。故障していない防犯灯を移設する場合には補助の対象とはなりません。

Q5. 防犯灯を撤去したいが、補助の対象になりますか。
A5. 防犯灯設置補助金は新設または修繕を対象としています。撤去のみの場合は補助の対象とはなりません。

Q6. 持ち主が不明の防犯灯がある。
A6. 市の管理番号が振られている場合は市の街路灯です。管理番号が振られていなく、持ち主が不明の場合は防犯灯が設置してある柱の管理者にご確認ください。

東京電力の電柱に貼ってあるプレート	NTTの電信柱に貼ってあるプレート	プレートが上下二枚貼ってある場合は下のプレートが柱の管理者です。

7. 参考資料

立川市防犯灯設置補助金交付規則

昭和42年７月19日規則第15号

改正

昭和61年４月15日規則第16号

平成27年３月25日規則第４号

平成27年６月30日規則第39号

（目的）

第１条　この規則は、住民の自治団体（以下「自治会等」という。）が設置する防犯灯に対して交付する補助金についての必要な事項を定めることを目的とする。

（補助対象）

第２条　補助金を交付する防犯灯は、自治会等がその地域の公共の安全及び犯罪の予防を図るため、新設又は修繕をするものとする。

（補助金額）

第３条　補助金の額は、１灯につき15,000円を限度とし、前条に規定する防犯灯に係る経費の100分の80に相当する額とする。ただし、予算の範囲内の額とする。

（交付申請）

第４条　補助金の交付を申請しようとする自治会等は、防犯灯設置補助金交付申請書（第１号様式）により申請しなければならない。

（交付決定）

第５条　前条の規定による申請があったときは、審査のうえ、速やかに可否を決定し、防犯灯設置補助金交付決定通知書（第２号様式）により自治会等に通知するものとする。

（交付申請の変更等）

第６条　自治会等は、前条の規定による交付の決定後において、第４条の規定による申請の内容に変更が生じた場合には、速やかに防犯灯設置補助金交付変更申請書（第３号様式）により申請しなければならない。

２　前項の規定による変更の申請があったときは、審査のうえ、適正なものについて補助金の交付の変更を決定し、防犯灯設置補助金交付変更決定通知書（第４号様式）に

より自治会等に通知するものとする。

（実績報告及び交付請求）

第７条　自治会等は、事業を完了したときは、速やかに防犯灯設置補助金事業報告書（第５号様式）により報告するとともに、防犯灯設置補助金交付請求書（第６号様式）により補助金の交付を請求しなければならない。

（雑則）

第８条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、立川市補助金等交付規則（昭和41年立川市規則第１号）の定めるところによる。

付　則

１　この規則は、公布の日から施行し、昭和42年４月１日から適用する。

２　この規則施行の際すでに交付した補助金は、この規則により交付したものとみなす。

附　則（昭和49年４月１日規則第16号）

この規則は、昭和49年４月１日から施行する。

附　則（昭和61年４月15日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成27年３月25日規則第４号）

この規則は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成27年６月30日規則第39号）

この規則は、平成27年７月１日から施行する。

問い合せ先　立川市市民生活部市民協働課

〒190−8666　立川市泉町１１５６−９
電　話　０４２−５２３−２１１１
【内線２６２７】
ＦＡＸ　０４２−５２７−８０７４